

公益社団法人日本臨床腫瘍学会
定款施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益社団法人日本臨床腫瘍学会（以下「当学会」という）の定款の施行のために必要な事項について定めるものとする。

(会員)

第2条 定款第5条1項の正会員・準会員・学生会員の資格要件及び入退会の手続き等の詳細について定めるため、理事会は、別に「会員規程」を設ける。

2 定款第5条1項の正会員・準会員・学生会員の会費の内容について定めるため、理事会は、総会の承認を受けて別に「会費規程」を設ける。ただし、「会費規程」の変更についても、理事会がこれを提案し、総会の承認を必要とする。

3 定款第5条1項の名誉会員及び功労会員の資格要件及び入退会の手続き等の詳細について定めるため、理事会は、別に「名誉会員及び功労会員に関する規程」を設ける。

4 定款第5条1項の賛助会員の資格要件、入退会の手続き及び会費等の詳細について定めるため、理事会は、別に「賛助会員に関する規程」を設ける。

(社員総会)

第3条 定款第4章の社員総会の運営方法について定めるため、理事会は、別に「社員総会規程」を設ける。

2 社員総会議事録は、総会終了後10年間当学会の事務所に備え置く。

(役員)

第4条 定款第22条の役員、第35条の協議員及び第37条の委員会及び部会の委員その他当法人の役員の選任手続きの詳細について定めるため、理事会は、別途「役員等選任に関する規程」及び「選挙規程」を設ける。

2 定款第27条が定める理事及び監事の報酬及び退職金の詳細について定めるため、理事会は、総会の承認を受けて別に「役員の報酬・退職金に関する取扱い規程」を設ける。その変更についても、理事会がこれを提案し、総会の承認を必要とする。

3 役員候補者は、総会の決議をもって役員として選任される。

(理事会)

第5条 定款第30条が定める理事会の権限として、理事会は、当学会の業務執行のために以下の規程を設けることができる。

- ① 個人情報保護規程
- ② 利益相反管理規程
- ③ 公印管理規程
- ④ 顕彰規程
- ⑤ 特定個人情報取扱規程

2 理事会の運営に関し必要な事項について定めるため、理事会は、別に「理事会運営規程」を設けることができる。

3 理事会の議事録は、理事会終了後10年間当学会の事務所に備え置く。

(協議員会及び協議委員)

第6条 定款第7章の協議員会の権限及びその運営方法等について定めるため、理事会は、別に「協議

員会設置規程」を設ける。

(各種委員会)

第7条 定款第37条1項が定める常設委員会は、以下のとおりとする。

- ① 財務委員会
- ② 指名委員会
- ③ 学術企画委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ がん薬物療法専門医制度委員会
- ⑥ 国際委員会
- ⑦ ガイドライン委員会
- ⑧ 広報渉外委員会
- ⑨ 保険委員会
- ⑩ 会員委員会
- ⑪ 倫理委員会
- ⑫ 利益相反問題管理委員会
- ⑬ 選挙管理委員会
- ⑭ 総務委員会

2 前項の各委員会の運営について定めるため、理事会は、別に「委員会等設置規程」を設ける。

3 当学会は、理事会の判断で、前1項の常設の委員会のほかに臨時委員会を設けることができる。

(資産及び会計)

第8条 会計処理の基本方針について定めるため、理事会は、別に「財務規程」を設ける。

2 旅費支給の基本方針について定めるため、理事会は、別に「旅費規程」を設ける。

3 謝金支給の基本方針について定めるため、理事会は、別に「謝金規程」を設ける。

4 寄附金の取り扱いに関する基本方針について定めるため、理事会は、別に「寄附金等の取扱いに関する規程」を設ける。

5 役員の報酬もしくは退職金に関する扱いを定めるため、理事会は、別に「役員の報酬・退職金に関する取扱い規程」を設ける。

(事務局)

第9条 事務局の運営に必要な事項について定めるため、理事会は、別に「事務局設置規程」を設ける。

(学術集会)

第10条 当学会は年1回の定期学術集会を開催する。

2 学術集会は学術集会会長(以下会長という)によって統括される。

3 会長は前年度の副会長が総会の承認をもってこれに当たる。

4 会長及び副会長の選任については別に定める。

5 会長、次期会長及び次々期会長は在任中に開催される理事会に出席し、学術集会の運営に関する事項の審議において意見を述べることができる。ただし、理事でない場合には、議決に参加することはできない。

6 学術集会の運営について定めるため、理事会は、別に「学術集会設置規程」を設ける。

(がん薬物療法専門医制度)

第11条 当学会はがん薬物療法の専門医の養成及び認定事業を行う。

- 2 専門医の認定事業はがん薬物療法専門医制度委員会が運営する。
- 3 専門医の養成及び認定について定めるため、理事会は、別に規程を設ける。

(細則の公表)

第 12 条 理事会は、この細則に基づいて規程を設け、もしくは、これを変更又は廃止したときは、事務局に書類を備え付けて会員の閲覧に供するなど、適宜の方法でこれを会員に周知する。

(細則の変更等)

第 13 条 この細則は、理事会の決議によって変更又は修正することができる。

附則

1. この細則は、2015 年 6 月 1 日より施行する。
2. 2016 年 3 月 26 日この細則第 5 条 1 項⑤を追加し、2016 年 3 月 27 日より施行する。